



©朝日新聞社 2006年
〒104-8011 東京都
発行所 中央区築地5丁目3番2号
朝日新聞東京本社
電話 03-3545-0131

靖国合祀、国主導の原案

「神社が決定」に変更

戦没者の靖国神社への合祀をめぐる、旧厚生省が1996年7月の時点で、合祀者は国が決定するなど国主導で合祀事務を実施するなどの要綱原案をまとめていることが28日、朝日新聞社が入手した同省の文書で明らかになった。「厚生省が合祀者を決定し神社に通知する」「合祀事務の体系は（靖国神社が国の管理下にあって）終戦前のものに準じる」と記している。新憲法の政教分離原則に触れる疑いが濃く、2カ月後にできた要綱では、神社が合祀者を決め、国は照会に応じるものと変更されたが、独立回復後に国が主体的に合祀を進めようとする構想していた実態が浮かんだ。

（豊秀一、宮地ゆづり）
＝35面に関係記事＝

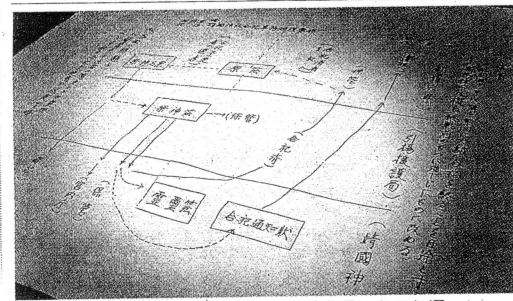
文書は56年1月25日付「旧陸軍関係 靖国神社合祀事務協定要綱（案）」と、それを解説した同30日付の「要綱（案）」についての説明。

当時、戦後になって停滞した靖国神社への戦没者合祀を進めるよう遺族から要望があり、国会で議論になっていた。戦没者の調査をする都道府県の意見を聞くために、同年2月2日付の旧厚生省引揚援護局復員課長名の通知「復員第七六号」とともに、都道府県の担当課長あてに出された。

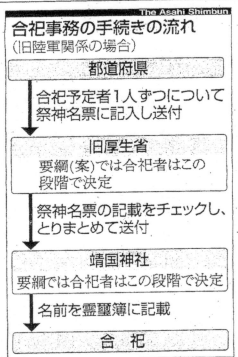
要綱（案）によると、①戦没者の合祀をおおむね3年間で完了すること

「事務体系は戦前に準じる」

神道指令と靖国神社 終戦直後まで靖国神社は陸海軍省の管轄下にあり、合祀者の決定も陸海軍が行っていた。それまで神道は国民道德として「非宗教の扱いを受け、靖国神社はその中心的存在だった。しかし、戦後の45年12月15日、連合国軍総司令部（GHQ）が神道指令を出して国と神道のつながりを禁じ、靖国神社も「宗教法人」として存続することになった。



要綱原案とともに旧厚生省から都道府県にあてた通知には、合祀者の選定→合祀→遺族への通知、と手続の流れを記したチャート図が添付されていた



「神社は合祀者を決定する」という表現に変わる。都道府県が「祭神名」と呼ばれるカードに戦没者の氏名や本籍、生年月日、死亡地や死亡年月日などを書き込み、引揚援護局がまとめて神社に送る仕組みだ。

実際、合祀事務はこの形で進められたが、国と靖国神社のどちらが合祀者を決定するかは今も明確ではない。靖国神社側は「靖国神社合祀事務協定要綱」では手置され、神道の照会に対し、都道府県が調査し、引揚援護局がとりまとめる「

「神社は合祀者を決定する」という表現に変わる。都道府県が「祭神名」と呼ばれるカードに戦没者の氏名や本籍、生年月日、死亡地や死亡年月日などを書き込み、引揚援護局がまとめて神社に送る仕組みだ。

実際、合祀事務はこの形で進められたが、国と靖国神社のどちらが合祀者を決定するかは今も明確ではない。靖国神社側は「靖国神社合祀事務協定要綱」では手置され、神道の照会に対し、都道府県が調査し、引揚援護局がとりまとめる「

「神社は合祀者を決定する」という表現に変わる。都道府県が「祭神名」と呼ばれるカードに戦没者の氏名や本籍、生年月日、死亡地や死亡年月日などを書き込み、引揚援護局がまとめて神社に送る仕組みだ。

実際、合祀事務はこの形で進められたが、国と靖国神社のどちらが合祀者を決定するかは今も明確ではない。靖国神社側は「靖国神社合祀事務協定要綱」では手置され、神道の照会に対し、都道府県が調査し、引揚援護局がとりまとめる「

「神社は合祀者を決定する」という表現に変わる。都道府県が「祭神名」と呼ばれるカードに戦没者の氏名や本籍、生年月日、死亡地や死亡年月日などを書き込み、引揚援護局がまとめて神社に送る仕組みだ。

実際、合祀事務はこの形で進められたが、国と靖国神社のどちらが合祀者を決定するかは今も明確ではない。靖国神社側は「靖国神社合祀事務協定要綱」では手置され、神道の照会に対し、都道府県が調査し、引揚援護局がとりまとめる「

